

鴨川市地域包括支援センターの設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第20号

鴨川市地域包括支援センターの設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市地域包括支援センターの設置及び管理等に関する規則（平成18年鴨川市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中「鴨川市東江見376番地5」を「鴨川市東江見308番地」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。